

徳島県告示第六百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社ナーシーズ	徳島市文六町文領一七四番地の一四	きりん調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉字羽ノ浦居内六四	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十月一日